

平成 2 8 年度

第 1 2 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

市 川 市 農 業 委 員 会

市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年3月21日（火）午後1時30分から午後3時30分

2. 開催場所 第1委員会室

3. 出席委員 19人

会 長	20番	三 橋 弘
委 員	1番	大 滝 與 鷹
	2番	原 木 一 正
	3番	石 橋 弘 嗣
	4番	石 井 利 和
	5番	栗 山 久 司
	6番	細 川 佐 一
	7番	梶 尾 彌 一
	8番	武 藤 晃
	9番	富 田 尚 武
	10番	宇田川純一
	11番	竹 内 清 海
	12番	矢 口 俊 治
	13番	岡 本 好 夫
	15番	小 川 治 夫
	16番	三橋二三男
	17番	佐藤ゆきのり
	18番	那 須 嘉 郎
	19番	石 井 克 己

4. 欠席委員 1名

14番	加 藤 武 央
-----	---------

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 付託調査班（委員）の指名

第4 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

議案第4号 平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について

報告第2号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

6. 農業委員会事務局職員

局 長 花澤進一

次 長 市川達也

主 幹 鈴木忠弘

副主幹 田中恒平

副主幹 田中 敦

7. 会議の概要

発 言 者	内 容
議 長	定刻でございますので、これより平成28年度第12回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の定例総会の出席状況でございますが、14番加藤委員から欠席の連絡を受けております。 委員20名中、19名出席しております。 出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。 それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。 市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員の指名でございますが、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	それでは、16番の三橋二三男委員、17番の佐藤委員にお願いいたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木主幹と田中敦副主幹を指名いたします。 次に、来月4月分の調査班の指名をいたします。 農地関係は、第3班です。 7番、梶尾委員、8番、武藤委員、9番、富田委員です。 調査日は、4月28日となりますので、よろしくお願いいたします。 農政関係は、第6班です。 16番、三橋二三男委員、17番、佐藤委員、18番、那須委員です。 調査日は、4月27日となりますので、よろしくお願いいたします。 それでは、本日の議事でございますが、議案第1号から議案第4号、報告第1号から報告第2号まででございます。 慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局	議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、ご説明いたします。 今回の申請は、1件でございます。 議案の1ページ及び2ページをお願いいたします。 申請受付日は、平成29年3月6日でございます。 申請地は、高谷の田、面積は423平方メートル、外3筆、合計面積は、1,000平方メートルでございます。 区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。 転用目的は、貸駐車場にするものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班が実施しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
4 番	現地調査は、平成29年3月15日に農地調査班第2班の委員で行いました。 申請地は、県立市川南高等学校の北側、おおむね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。 農地区分については、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない、農地の広がりの狭い地域であることから、第2種農地と判断されます。 転用に伴う周辺農地への影響ですが、埋立ては行わず、整地して転圧後に砕石敷とし、雨水については、自然浸透とするものです。 隣接地との境界には、土留め鋼板を設置し、土砂等の流出を防除するものでございます。 駐車台数につきましては、トラック15台を予定しているとのことでございます。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。 以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。 第2班から調査報告をしていただきました。

議 長	次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 申請人は、東京都江戸川区に居住し、農業を営んでおります。 今回、一般貨物自動車運送事業等を営む法人から、当該地は幹線道路に近く、利便性のよい土地であることから、事業の拡大に伴い、駐車場として貸して欲しいとの要望を受け、申請に至ったとのことでございます。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を申請人の自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺農地への影響ですが、調査班のご報告どおり被害防除が施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、平成29年5月1日に着工し、完了は、平成29年5月31日となっております。 以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第1号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定

各 委 員	することに、ご異議ございませんか。 異議なし
議 長	「異議なし」ということですので、許可相当という意見書を付して県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、1件でございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請は、1件でございます。 議案の3ページ及び4ページをお願いいたします。 申請受付日は、平成29年3月6日でございます。 申請地は、大野町の田で、面積は452平方メートル、外3筆、合計面積は1,581平方メートルでございます。 区域区分は市街化調整区域ですが、農業振興地域ではございません。 転用目的は、農地造成を行うもので、一時転用を伴う使用貸借権の設定を受けるものでございます。 説明は、以上でございます。
議 長	次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第2班が実施しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
4 番	現地調査は、平成29年3月15日に農地調査班第2班の委員で行いました。 申請地は、北消防署の南西側、おおむね200メートルに位置し、現況は、休耕地になっておりました。 農地区分については、周辺は宅地化が進み、市街地化の傾向が著しい区域であることから、第3種農地と判断されます。 本件の譲受人とは、農地造成を行う事業者のことであり、松戸市において主に

	土木工事請負業を営む法人でございます。 土地所有者である譲渡人との関係は、知人であり、今回、良質な土が出たことにより無償で提供を受けるもので、当該地におきましては、今後、ブルーベリーを作付けしていくとのことでございます。 農地造成にともなう周辺農地への影響ですが、隣接地に農地はありません。 申請地の北側及び東側との境界には、既設の土留め及びネットフェンスが設置されており、土砂等の流出はありません。 また、水路をはさんだ西側農地との境界については、申請地に盛土することにより、同じ高さとなり、水路の境界部分を含めて土留めを新設し、土砂等の流出を防除するものです。 以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。 以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議 長	第2班から調査報告をしていただきました。 次に、農地法の許可基準に照らしての審査結果について、事務局から説明をお願いします。
事 務 局	それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。 譲渡人は、市内にて農業を営む農家の方で、調査班からのご報告のとおり、知人である譲受人から良質な土を無償で譲ってもらえることになり、今回、農地造成を行うものでございます。 資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、全額を自己資金で賄うことが、申請書類により確認されております。 一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。 転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や土地登記簿謄本等で、賃借人がいないことを確認いたしました。 転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告のとおり被害防除も施されていることから、特に問題はございません。 工事の予定につきましては、許可有次第着工し、完了は、平成29年5月31

	日となっております。 以上のことから、農地造成の実現については、確実性が認められるものと思われます。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
1 3 番	搬入される土のことですか、搬出先で土壌検査を行い、搬入する際に土質調査を行ってから、土の搬入は許可されるようになっているのでしょうか。
事 務 局	搬入される土についてでございますが、関係法令に基づく「土質分析調査」を行い、搬出する土の土壌検査につきましては、「不良物質不検出」との証明書が添付されております。 また、搬入する土については、農地転用関係事務指針により、他法令の許認可が必要となることから、所管となる環境保全課の審査を経て、問題ないとの結果が出ております。
議 長	よろしいでしょうか。
1 3 番	はい
議 長	他にございませんか。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということですので、許可相当という意見書を付して、県知事に送付することに決定いたします。 続きまして、議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、1件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。 議案の5ページ及び6ページをお願いいたします。 平成29年3月3日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が提出されたものでございます。 説明は以上でございます。
議 長	次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第5班が実施しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
1 3 番	議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、調査報告をいたします。 現地調査は、平成29年3月14日に農政調査班第5班で行いました。 対象となった農地は、1筆、面積は636平方メートルで、普通畑として利用されておりました。 被相続人は、妻及び子とともに、主に梨の栽培を行っており、現在は、相続人である妻と子で梨の栽培を行っています。 今回対象となった農地は、子が相続いたしました。が、梨の栽培を中心に農業に従事しており、普通畑として利用する見込みがないとの理由から、今回の申請に至ったとところでございます。 なお、被相続人の農業従事日数は年間で270日であったことを現地で聴き

	取り調査で確認いたしました。 このことから、被相続人を生産緑地に係る農業の主たる従事者として証明してよろしいかと思います。 以上、よろしくご審議の程、お願いします。
議 長	それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第3号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」について、願出人を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということですので、証明することに決定いたします。 続きまして、議案第4号「平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、5件ございます。 事務局から議案の説明をお願いします。
事 務 局	議案第4号「平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、ご説明いたします。 議案の7ページから13ページをお願いいたします。 本件は、平成29年3月3日付けで、市川市長より、平成28年度第3次農用地利用集積計画（案）が提出されましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項、並びに農業委員会等に関する法律第6条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものでございます。 説明は以上でございます。

議 長	次に、調査班による現地調査報告でございますが、調査は同じく第5班が実施しております。 調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
1 3 番	議案第4号「平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について」、調査報告をいたします。 現地調査は、平成29年3月14日、農政調査班第5班の委員で調査を実施いたしました。 今回の利用集積計画のうち、1番から3番までは同じ借り受け人が設定を受けることから、一括してご説明いたします。 借り受ける農地でございますが、1番では、都内の方が所有する堀之内の田、1筆、面積は640平方メートル、次に2番では、堀之内の方が所有する国分の畑、1筆、面積409平方メートル、次に3番では、宮久保の方が所有する柏井町の畑、4筆、合計面積2,321平方メートルについて、利用権の設定を受けるものでございます。 借り受け人となる方は、新規就農者で、平成27年4月から平成28年3月にかけて、千葉県が行うプロ農家育成インターンシップ事業を利用して市内指導農業士の圃場において、農業の技術等を研修し就農準備に備えてまいりました。 今回、就農に際し、農地を所有していないことから、農用地利用集積計画に基づき農地を確保することになったものでございます。 利用期間については、市川市が定める農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想において、新規参入の場合の存続期間は、借用後の利用状況を確認する観点から1年又は2年と規定されており、1番から3番の賃貸借の設定期間は、1年の利用期間となっております。 また、農業従事日数は、約200日を計画しており、就農計画等につきましては、借り受け人より所管課であります農政課に提出されました「就農計画書」申出書を資料として、お手元にご用意させていただきましたので、ご覧いただきたいと思います。 なお、今後、千葉県東葛飾農業改良普及課からも、就農後において、栽培技術や経営、販売等の支援が受けられることが確認されており、就農計画については妥当であるとの見解がなされ、対象となった農地を適切に管理することが見込ま

		れております。 次に、4番でございます。 大町の方が所有する樹園地、1筆、面積3,173平方メートルを、同じく大町の農家の方が樹園地として利用するもので、双方の同意が得られたため、利用権の再設定を行うもので、利用期間は3年となっております。 なお、借り受け人の農業従事日数は300日となっており、今後も適切に管理されることが見込まれております。 次に、5番でございます。 都内の方が所有する堀之内の畑、2筆、合計面積1,427平方メートルを、堀之内の農家の方が露地畑として利用するもので、双方の同意が得られたため、利用権の再設定を行うもので、利用期間は3年となっております。 なお、借り受け人の農業従事日数は320日となっております。 対象となった農地は、農地として利用されておりましたが、一部、作物残さの状況など、適切ではない管理状況が見受けられましたので、事業主体である農政課を通じ、今後は、適切に管理するよう指導し、対応したものでございます。 このことから、平成28年度第3次農用地利用集積計画として決定してよろしいかと思われます。 以上、ご審議の程よろしく願いいたします。
議	長	第5班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
7	番	農地の賃借料についてですが、賃借料の設定は双方相対で決めているのでしょうか。
農	政	農地の賃借料の算定については、農業委員会の農地の賃借料情報に示されている賃借料を基準に、双方で話あって定めています。
議	長	よろしいでしょうか

7 番	はい
議 長	他にございますか。
各 委 員	なし
議 長	「なし」という声がございました。 それでは、お諮りいたします。 議案第4号「平成28年度第3次農用地利用集積計画の決定について」1番から3番については、関連しておりますので一括してお諮りいたします。 原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということでございますので、原案のとおり決定いたします。 4番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということでございますので、原案のとおり決定いたします。 5番について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
議 長	「異議なし」ということでございますので、原案のとおり決定いたします。 以上で、議案の審議は終了いたしました。 次に、報告案件が2件ございます。 報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長専決分が28件ございます。 事務局より、報告いたします。

事 務 局	報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、ご説明いたします。 14ページをお願いいたします。 農地法第4条届出及び農地法第5条届出について、事務局長において専決しましたのでご報告いたします。 今回の報告は、平成29年2月2日から同年2月27日までに届出があったものでございます。 農地法第4条の届出は9件、17筆、4,969.80平方メートルでございます。 また、第5条の届出につきましては、19件、44筆、9,614.18平方メートルでございます。 第4条と第5条を合せますと、28件、61筆、転用面積は、14,583.98平方メートルとなります。 内訳につきましては、15ページから20ページとなっております。 以上でございます。
議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 次に、報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、3件ございます。 事務局より、報告いたします。
事 務 局	報告第2号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」ご報告いたします。 21ページから25ページをお願いいたします。 本件は、相続税の納税猶予を受けている方が、相続税の納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されたものです。 今回の報告といたしましては、平成29年2月16日から同年3月3日に申請のあった3件について、現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため、証明書を発行したものでございます。 以上でございます。

議 長	報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。 以上をもちまして、会議日程に基づく審議はすべて終了しました。 これで、平成２８年度第１２回市川市農業委員会定例総会を閉会といたします。 ご協力、ありがとうございました。
-----	---